

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵攻を開始した。このような行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

また、プーチン大統領が今回の軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆していることは、唯一の被爆国である日本の核兵器の廃絶を願う思いを踏みにじるものである。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

高知県市長会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に対し、厳重に抗議するとともに、侵略行為を即時に中止し、部隊の即時撤退を強く求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日

高 知 県 市 長 会

高 知 市

室 戸 市

安 芸 市

香 美 市

香 南 市

南 国 市

土 佐 市

須 崎 市

四 万 十 市

宿 毛 市

土佐清水市